

JA佐波伊勢崎の資産運用プラン



お金の



色分け応援プラン

お金の色分けとは、手持ちの資産を目的に応じて「つかうお金」「ためるお金」「ふやすお金」の3色に分けることです。資産運用の第一歩として、ためるお金とふやすお金を考えてみませんか。

特別金利の定期貯金(ためるお金)と投資信託(ふやすお金)がセットになった資産運用プランです。

定期貯金と投資信託をセットでご契約の方

定期貯金

お預入れの上限は投資信託の購入金額まで

預入期間 **6**ヵ月

定期貯金適用金利

年**1.5**%

(税引後 年 1.195%)

投資信託

ご購入金額

50万円以上

ためる + ふやす

JAバンクアプリで運用損益をいつでもチェックできる♪

JAバンクアプリの詳細はこちらから

JAバンクアプリ

<http://www.jabank.org/app/>

※スマートフォン専用アプリです。



JAはどなたでもご利用いただけます。お気軽にご利用ください。

©よりぞう

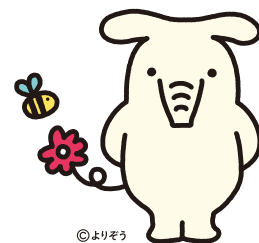
お問合せ



JA佐波伊勢崎 貯金為替課 TEL0270-20-1234

商号 佐波伊勢崎農業協同組合 登録金融機関 関東財務局長(登金)第415号

2020年12月1日現在



お金の色分け応援プラン

特別金利の定期貯金(ためるお金)と投資信託(ふやすお金)がセットになった資産運用プランです。

ご利用いただける方	●個人のお客様 (定期貯金と投資信託を申込みされる方は、同一名義人として)
組み合わせ内容	●定期貯金(預入期間6ヵ月)+投資信託 ※投資信託は複数の商品を同時に申込みした場合、合算できます。 ※投資信託の対象商品は窓口にお問い合わせください。
お申込金額	●投資信託は50万円以上とします。 ●定期貯金の上限金額は投資信託の金額までとします。 ※本プランは定期貯金と投資信託を同時にお申込みいただいたものが対象となります。
ご留意いただきたい点	●お申込みは、JA佐波伊勢崎の支店の窓口で受け付けております。 (ATMやインターネットバンキングではお申込みいただけません) ●定期貯金は初回の預入期間経過後は、貯金額に応じたその時点の店頭表示金利を適用し、自動継続いたします。 ●定期貯金は原則として中途解約はできません。やむを得ず初回満期日前に中途解約をされる場合は、特別金利は適用されず、預入期間に応じた当JA所定の中途解約利率を適用させていただきます。 ●定期貯金において、2037年12月31年までにお受取りになる利息には、所得税(15%)・住民税(5%)に加え、復興特別所得税(0.315%)が課税されます。
その他	●本プランの定期貯金は貯金保険制度の対象であり、貯金保険の範囲内で保護されます。 ●お申込み期間内でも金利情勢等の変化により、条件を変更させていただく場合がございますのでご了承ください。 ●証券口座(投資信託口座)を既にお持ちのお客様は、証券口座を作成した店舗でのお取扱いとなります。

投資信託に関してご留意いただきたい事項

- 投資信託は預貯金とは異なり、元本の保証がありません。
- 投資信託は預金保険・貯金保険の対象ではありません。
- JAバンクが取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- JAバンクは投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託会社が行います。
- 投資信託は国内外の有価証券等で運用されるため、信託財産に組み入れられた株式・債券・REIT等の値動きや為替変動に伴うリスクがあります。このため、投資信託資産の価値が投資元本を下回るリスク等は、投資信託の購入者に帰属します。詳しくは、契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。
- 投資信託の運用による利益及び損失は、投資信託の購入者に帰属します。
- 当組合では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭および有価証券をお預かりし、法令に従って当組合の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当組合の財産と分別し、記帳および振替を行います。
- 一部の投資信託には、特定日にしか換金できないものがあります。
- 投資信託の購入から換金・償還までの間に、直接または間接的にご負担いただく代表的な費用等には以下のものがあります。なお、これらの手数料等はファンド・購入金額等により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。各投資信託の手数料等の詳細は契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。
 - ・購入時: 申込手数料がかかるファンドがあります。
 - ・運用期間中: 運用管理費用(信託報酬・管理報酬等)が日々信託財産から差し引かれます。
 - ・換金時: 信託財産留保額がかかるファンドがあります。
- お申込みにあたっては、契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)を十分お読みいただき、内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。